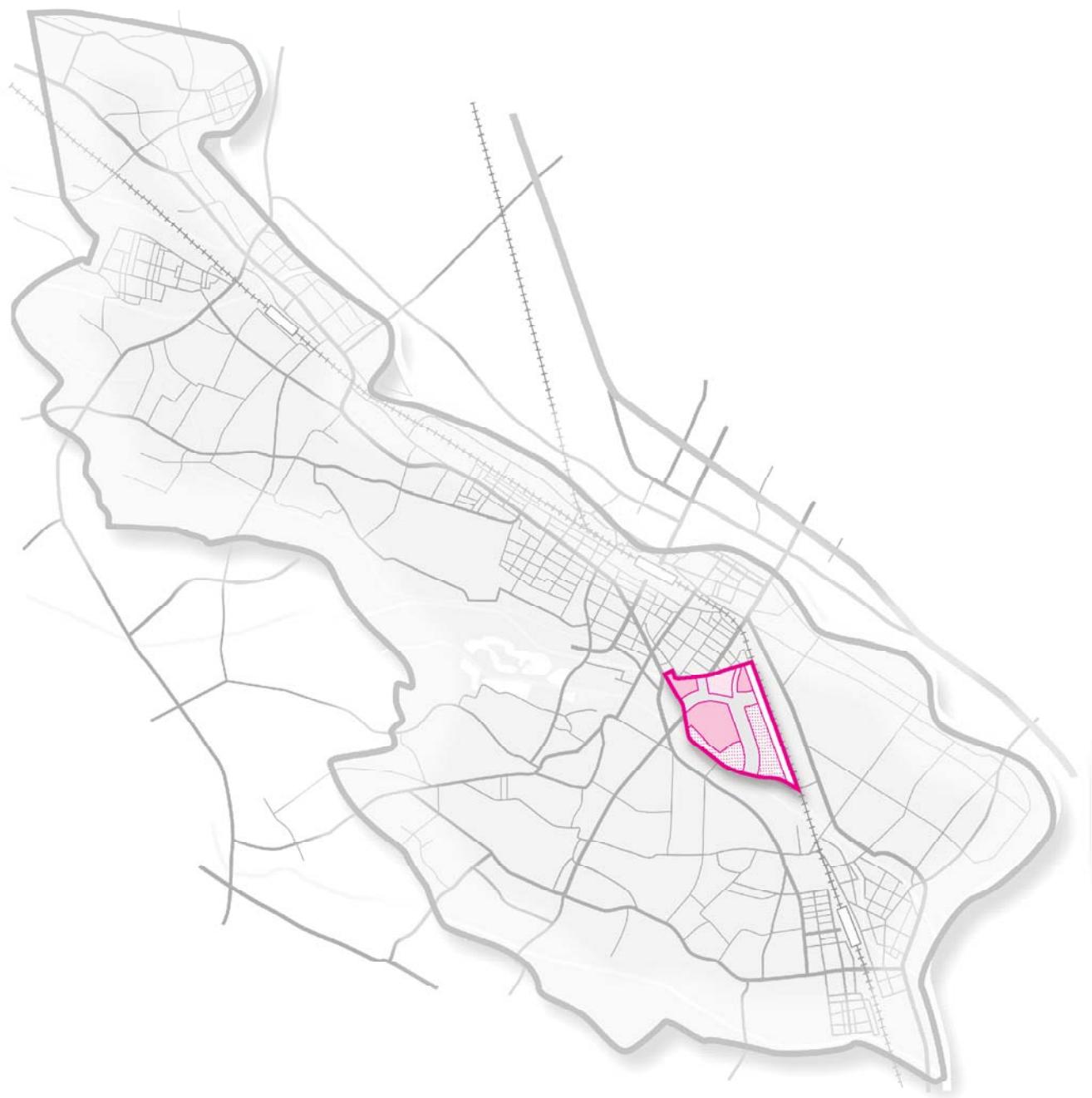


道
仏
地
区
地
区
計
画



▲ 宮代町

道仏地区では、土地区画整理事業により良好な新市街地形成を進めています。平成19年2月には県決定である用途地域の変更に合わせて、道仏地区地区計画、防火地域及び準防火地域についても都市計画決定しました。

地区計画では、地区内を7地区に区分して、建築物の用途の制限、敷地面積の最低面積や高さの制限、壁面位置の制限、かき又はさくの構造の制限等を行っています。

道仏地区を快適で住みよい風格ある市街地とするため、道仏地区の地区計画の趣旨について十分ご理解いただくとともに、関係各位のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

■ 幸手都市計画地区計画の変更 <宮代町決定>

都市計画道仏地区地区計画を次のように決定する。

名 称	道仏地区地区計画	区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針
位 置	宮代町宮代2丁目、宮代3丁目 道仏の各一部		
面 積	約 33.8 ha	地区計画の目標	建築物等の整備方針
地区計画の目標	本地區は、宮代町の中心市街地に接しており、東武伊勢崎線東武動物公園駅及び姫宮駅の中間に位置し、両駅から約1.0km圏内にある。また、土地区画整理事業により道路、公園、下水道の公共施設が整備され、今後、新たな住宅市街地が形成される地区である。 このため、地区計画の策定により、建築物等を適切に規制誘導し、地域住民の交流を促す地域拠点を形成するとともに、住宅地としての良好な環境を形成することを目標とする。		

地区計画の目標を達成するため、7地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用の方針を定める。

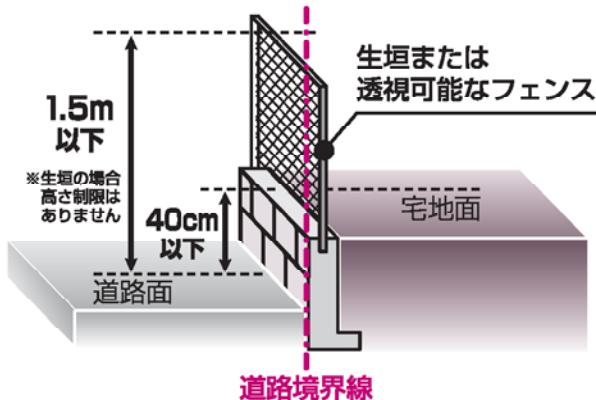
- ① A 1～A 3地区（既存住宅ゾーン）
既存の戸建て住宅地の環境に配慮した、低層及び中層住宅地とする。
- ② B 地区（新規住宅ゾーン）
良好な居住環境を備えた低層及び中層住宅地とする。
- ③ C 地区（幹線道路沿道ゾーン）
幹線道路沿道による交通利便性を活かした土地利用を図り、店舗併用の中層集合住宅地とする。
- ④ D 地区（地域拠点ゾーン）
周辺の良好な居住環境を保護しつつ、地域の交流拠点となる生活利便施設・店舗等の立地を許容する複合施設用地とする。
- ⑤ E 地区（鉄道沿線ゾーン）
後背住宅地への緩衝機能を持つとともに、良好な居住環境を備えた低層及び中層住宅地とする。

快適で住みよい市街地を形成するため、以下の建築物等の規制誘導を行い、良好な住環境の形成及び幹線道路沿道の有効利用を図る。

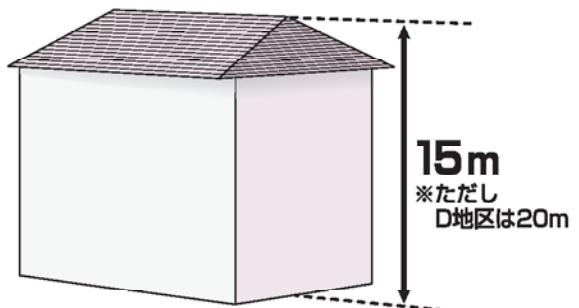
- ①建築物等の用途の制限
- ②建築物の敷地面積の最低限度
- ③壁面位置の制限
- ④建築物等の高さの最高限度
- ⑤建築物等の形態又は意匠の制限
- ⑥かき又はさくの構造の制限

■ 地区整備計画の概要

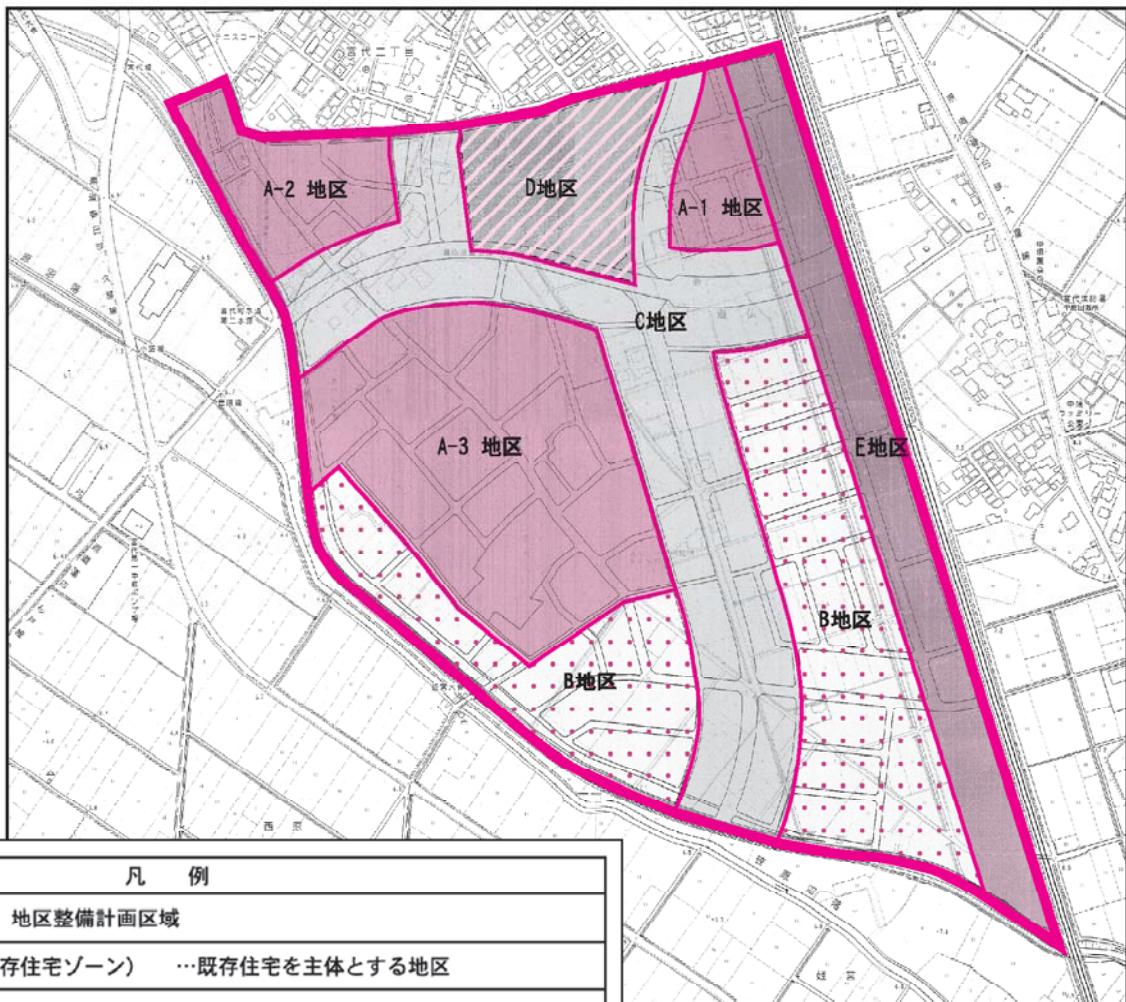
かき又はさくの構造の制限 ※D地区を除く地区



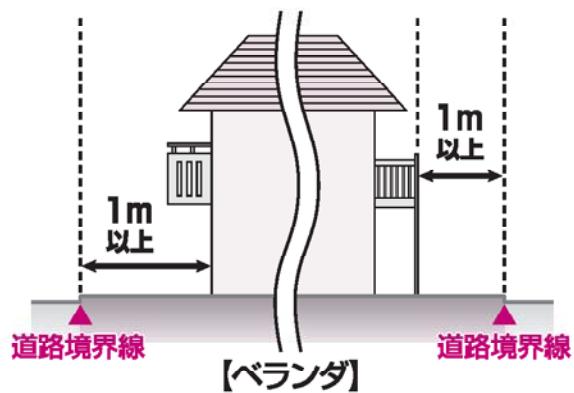
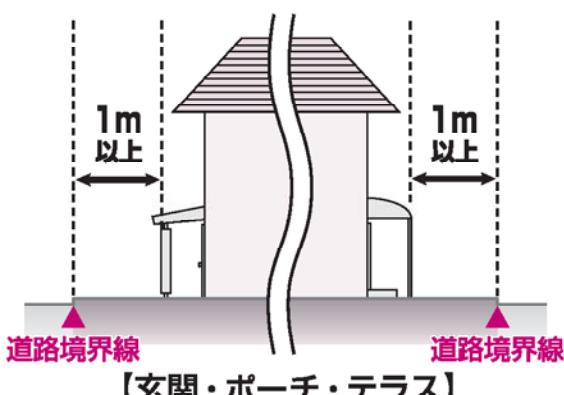
建築物の高さ制限



■ 地区の区分図



壁面の位置の制限



●出窓の定義

- ①室内床面から出窓下端までの高さは30cm以上であること
- ②周囲の外壁面から水平距離50cm未満の突き出しであること
- ③見付け面積の1/2以上が窓であること

届出について

工事（行為）着手30日前までに、工事（行為）の種類、場所、工事（行為）の内容等を町に届出なければなりません。
届出書は産業建設課都市計画担当窓口にあります。

※届出の行為を変更した場合は、「変更届出書」（必要な図面等を含む）を提出して下さい。

■ 届出に必要な行為

※届出が必要かどうか
の判断が難しい場合
には、事前にお問
い合わせ下さい。

＜行為＞	＜主な内容＞
●土地の区画形質の変更	…切土、盛土及び区画等の変更
●建築物の建築又は工作物の建設	…建築物の新築、増築、改築、移転、及び門、塀、擁壁、広告等などの建設
●建築物等の用途の変更	…住宅を店舗にしたり、車庫を倉庫にするなど、建築物の全部又は一部の使い方を変えるため、その部分を作りかえる場合など
●建築物等の形態又は意匠の変更	…建築物、門、塀その他の工作物の高さ、寸法、形状を変える場合又は意匠の変更

■ 届出書に添付する図面等

※右記の添付図面等を
2部提出して下さい。
※代理人の場合、委任
状を添付して下さい。
※届出図書は、A4版
に折り込み、左綴じに
して下さい。

＜添付図面等＞	＜内容＞
●案内図	…方位、道路及び目標となる地物
●求積図	…1/500以上
●配置図	…敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、壁面の位置の制限、敷地に接する道路の位置及び幅員
●各階平面図	…各室の用途、軒、庇、ベランダの寸法
●立面図（2面）	…道路からの地盤面の高さ、建築物の最高高さ、軒の高さ、軒、庇、ベランダの寸法、斜線制限
●断面図（2面）	…道路からの地盤面の高さ、建築物の最高高さ、軒の高さ、軒、庇、ベランダの寸法、斜線制限
●その他	

■ 勘告

▼届出のあった行為の内容が、地区整備計画の内容に適合しないと認められるものについては、設計の変更等必要な事項について勘告します。勘告を受けますと、建築確認申請、許可申請等が受けられなくなる可能性があります。

【届出から工事着手まで】



※建築確認が必要な場合は、適合通知の後、建築確認申請の手続きが必要になります。
※土地区画整理事業施行中は、土地区画整理法第76条の許可が必要になります。

■ その他

▼道仮地区は全域が準防火地域に指定されています。▼準防火地域は、市街地の火災の延焼拡大を抑制するために指定された区域で、都市計画として定められています。準防火地域内の建物については、(1)一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること、(2)木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とする必要があります。

【問い合わせ】 宮代町産業建設課 都市計画担当

☎ 0480-34-1111内線342・343/Fax 0480-34-1093
電子メール toshikei@town.miyashiro.saitama.jp

地区の区分	名称	面積	A-1地区 既存住宅ゾーン 第一種住居地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの ②事務所 ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ⑤自動車教習所 ⑥眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ⑦工場（建築基準法第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のものを除く） ⑧自動車修理工場
地区の区分	名称	面積	A-2地区 既存住宅ゾーン 第二種中高層住居専用地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの ②事務所 ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ⑤自動車教習所 ⑥眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ⑦工場（建築基準法第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のものを除く） ⑧自動車修理工場
地区の区分	名称	面積	B地区 新規住宅ゾーン 第一種中高層住居専用地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①ホテル又は旅館 ②ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ③眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ④自動車修理工場
地区の区分	名称	面積	C地区 幹線道路沿道ゾーン 第一種住居地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①ホテル又は旅館 ②ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ③眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ④自動車修理工場
地区の区分	名称	面積	D地区 地域拠点ゾーン 第二種住居地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 ②住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ⑤自動車教習所 ⑥眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ⑦工場（建築基準法第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のものを除く） ⑧自動車修理工場
地区の区分	名称	面積	E地区 鉄道沿線ゾーン 第一種住居地域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの ②事務所 ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場／バッティング練習場その他これらに類する運動施設 ⑤自動車教習所 ⑥眷舍（床面積の合計が15m ² を超えるもの） ⑦工場（建築基準法第130条の6に掲げるパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50m ² 以内のものを除く） ⑧自動車修理工場

地区整備計画・建築物に関する事項

建築物の敷地面積の最低限度

ただし、土地区画整理事業での換地面積又は仮換地面積が最低限度を満たない敷地については換地面積とする。また、町長が公益上やむを得ないと認めめたものについては、この限りではない。

A-1地区 既存住宅ゾーン 第一種住居地域		A-2地区 既存住宅ゾーン 第二種中高層 住居専用地域		B地区 新規生毛ゾーン 第一種中高層 住居専用地域		C地区 幹線道路沿道ゾーン 第一種住居地域		D地区 地域拠点ゾーン 第二種住居地域		E地区 鉄道沿線ゾーン 第一種住居地域	
地区の区分	名称	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
A-3地区 既存住宅ゾーン 第一種住居地域	既存住宅ゾーン 第一種中高層 住居専用地域	約 0.8 ha	約 1.9 ha	新規生毛ゾーン 第一種中高層 住居専用地域	約 9.0 ha	幹線道路沿道ゾーン 第一種住居地域	約 8.7 ha	地域拠点ゾーン 第二種住居地域	約 2.1 ha	鉄道沿線ゾーン 第一種住居地域	約 4.1 ha
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。又、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。又、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。又、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。又、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。又、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。	
建築物等の高さの最高限度		ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下である建築物の部分 ②物置で高さ2.5m以下、かつ、床面積の合計が6.6m ² 以内のもの ③車庫で高さ3.0m以下のもの ④出窓（床面積に算入されないもの） ⑤建築物の管理上必要最小限の付帯施設の部分 ⑥町長が公益上必要と認めた建築物でやむを得ないと認めたもの		前面道路高から15m		前面道路高から20m		前面道路高から15m		前面道路高から15m	
建築物等の形態又は意匠の制限		ただし、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合は、その部分の高さは当該建築物の高さに算入しない。		建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、住宅地としての都市景観に配慮した色調とする。 屋外広告物の意匠は、「埼玉県屋外広告物条例」（昭和50年埼玉県条例第42号）によるものとする。		道路境界線に面してかき又はさくを設置するときは、次の各号のいずれかに該当するもの又はこれら の併用とする。ただし、町長が建築物等の保安・管理上やむを得ないと認めたもの及び門柱、門袖 (左右の長さの合計4.0m以下)、門扉等は、この限りではない。 ①生垣 ②前面道路高からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンス なお、宅地造成高は前面道路高から40cm以下又は使用収益開始時の宅地造成高とする。		道路境界線に面してかき又はさくを設置するときは、次の各号のいずれかに該当するもの又はこれら の併用とする。ただし、町長が建築物等の保安・管理上やむを得ないと認めたもの及び門柱、門袖 (左右の長さの合計4.0m以下)、門扉等は、この限りではない。 ①生垣 ②前面道路高からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンス なお、宅地造成高は40cm以下又は使用収益開始時の宅地造成高とする。		かき又はさくの 構造の制限	